

企画提案公募要領

1 委託業務名

令和8年度山形県災害廃棄物仮置場設置訓練企画運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

3 事業費（委託上限費）

金 4,351,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※当該業務に係る予算が成立しない場合は、この業務は実施しない可能性がある。

4 業務概要

（1）業務の目的

近年、全国的に大雨や地震による災害が頻発しており、本県でも令和4年8月、令和6年7月の大雨において広範囲に被害が生じ、大量の災害廃棄物が発生した。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、被災市町村において災害廃棄物仮置場を速やかに設置し、適切に運用していくことが重要であることから、市町村における災害廃棄物処理対応能力の向上を図ることを目的として、災害廃棄物仮置場設置訓練（以下「訓練」という。）を実施する。

（2）業務内容

業務計画書の作成、訓練計画の作成、訓練会場及び資機材の手配、講師等の手配、訓練の参加案内及び参加申し込みの受付、訓練の運営及び記録、訓練で使用する資料作成及び訓練結果のとりまとめ等に係る業務全般を行う。

詳細は別紙「業務委託基本仕様書」のとおり。

5 応募資格及び失格事項

（1）応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者は、滞納がないものとみなす。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）

エ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- カ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者。
- ① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。
- ク 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

（2）失格事項

- 次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
 - ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないなど、企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。
 - ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ⑤ 見積金額が「3 提案上限額」を上回るとき。

6 企画提案内容

- （1）災害廃棄物仮置場設置訓練の企画に関する事項
- ア 講師等の選定及び資機材の手配に関する事項
- ① 各講師のプロフィール（専門分野、実績等）
 - ② 訓練に使用する車両及び操作員の数並びに手配予定先
- イ 訓練計画に関する事項
- ① 訓練の構成及び予定時間
 - ② 具体的な訓練計画

- ③ 関係機関との連携強化のための具体的な方法
 - ④ 訓練当日の人員配置計画 等
- (2) 業務遂行の実現性に関する事項
- ア 類似業務の実績
 - イ 業務実施体制
 - ウ 実施スケジュール
 - エ 参加者募集の方法 等

7 参加方法

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 参加申込書
- ア 提出期限
令和8年3月9日（月）午後5時必着
 - イ 提出方法
持参又は郵送による。
 - ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
 - ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
 - ウ 提出先
「11 事務担当」に同じ
 - エ 提出書類（各1部）
 - ① 企画提案参加申込書（様式第1号）
 - ② 企画提案参加に係る宣誓書（様式第2号）
※共同提案により参加する場合は、全ての者が様式第2号を提出すること。
 - ③ 会社概要等を記載したパンフレット等
※定款又は寄附行為、役員名簿（法人格をもたない場合は、運営規約や役割分担を明示した組織図等）、直近の決算書又はこれに類する書類
 - ④ 山形県税及び消費税を滞納していないことを証明する書類
※山形県税に附帯する税外収入を含む。また、非課税のものを除く。
 - ⑤ 社会保険に加入していることを証明する書類
ただし、④、⑤については、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されているものは提出を不要とする。
- (2) 企画提案書
- ア 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時必着

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

「11 事務担当」に同じ

エ 提出書類（各1部）

① 企画提案書（様式第4号）

※提案内容を簡潔かつ分かりやすく記載すること。

② 事業経費見積書（様式第5号）

※区分毎に、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分か
るよう記載すること。

③ 業務遂行体制図（任意様式）

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ これまでの業務実績がわかる書類（任意様式）

（3）質問書

企画提案書作成等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。

なお、電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

ア 質問受付期限

令和8年2月27日（金）午後5時

イ 提出方法

電子メール

ウ 提出先

「11 事務担当」に同じ

エ 回答方法

質問に対する回答は、その都度、質問者の名を伏せて循環型社会推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合には、当該質問者にのみ回答する。

また、質問内容が企画提案書等の作成及び提出に必要ではないと判断した場合には、回答しない。

参加者は必ず全ての質問とその回答を確認すること。

（4）留意事項

ア 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

イ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

① 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

② 本要領等の規定に従っていない場合

③ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

- ④ 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得ることを目的として提案を行った場合
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ⑥ 下記8の審査会に参加しなかった場合
 - ウ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
 - エ 企画提案への参加に係る全ての経費は、参加者の負担とする。
 - オ 企画提案書等は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

8 審査会の開催

（1）審査方法

県は、参加者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり審査会を開催する。

審査は、企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションをもとに、あらかじめ定めた審査基準により行う。

審査会の会長及び各審査員の評価点の平均が60点以上の企画のうち、評価点の合計が最高の参加者と、会長及び各審査員の評価点の順位の合計が最小の参加者が一致する場合は、当該参加者を委託予定者として選定する。

評価点の合計が最高の参加者と、評価点の順位の合計が最小の参加者が異なる場合又は評価点が最高かつ評価点の順位が最小の参加者が複数いる場合は会長及び各審査員の協議により、最優秀提案者を選定する。

また、必要に応じ次点者を選定する。参加者が1者のみの場合も同様の審査を行う。

参加者がいない場合には、一旦企画提案公募の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

なお、参加者が3者を超えた場合は、プレゼンテーションの実施に先立ち、一次審査（書類審査）を実施し、上位3者を選定する。

（2）開催日時 令和8年3月17日（火）（予定）

（3）実施方法 書面及びプレゼンテーションによる審査

（4）審査内容

【評価項目及び評価指標】

評価項目及び配点	評価指標
ア 災害廃棄物仮置場設置訓練の企画に関する事項	
講師等の選定	・講師は災害廃棄物に精通しているか。
資機材の手配 【15点】	・講師は災害廃棄物仮置場設置訓練や災害廃棄物に関する訓練や研修における助言の実績を有しているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に必要な車両や操作員を十分に確保できるか。
訓練計画 【55点】	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、実習を含めて半日（3時間）程度の研修内容となっているか。 ・研修内容が、市町村職員を対象とした災害廃棄物仮置場設置訓練として適切か（災害を想定した訓練内容となっているか）。 ・廃棄物処理施設設置者、関係団体、事業者（廃棄物処理業者）と連携を深められる内容となっているか。 ・令和6年7月大雨の課題について、課題解決に資する内容となっているか。 ・訓練を運営するに十分な人員を当日配置できるか。
参加者募集 【5点】	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者を確保するための周知方法が適切であるか。
イ 業務遂行能力等に関する事項	
業務遂行の実現性 【25点】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、過去5年以内に同種又は類似業務の実績を有しているか。 ・担当者が適切に配置されるなど、事業を実施する体制が整っているか。 ・業務内容や本県の状況が適切に理解・把握されているか。 ・無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 ・費用の内訳や積算根拠が明確に示され、業務委託仕様書の内容に基づき積算されているか。

9 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には応じない。

10 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | …令和8年2月27日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | …令和8年3月3日（火） |
| (3) 参加申込書の提出期限 | …令和8年3月9日（月） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | …令和8年3月11日（水） |
| (5) 審査会の開催 | …令和8年3月17日（火） |
| (6) 審査結果の通知 | …令和8年3月下旬 |
| (7) 契約締結 | …令和8年4月上旬以降 |

11 事務担当

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課廃棄物対策担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 県庁7階

電子メール：yjunkan#pref.yamagata.jp（「#」を「@」に変換してください。）

12 その他

(1) 企画提案書の電子データの仕様は以下のとおりとする。

- ① Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・ 文章：Microsoft 社 Word
 - ・ 計算表：Microsoft 社 Excel
 - ・ プrezentation 資料：Microsoft 社 PowerPoint

※ファイル形式は「Office365」で閲覧可能なものとする。

(2) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この企画提案公募は効力を有しないものとする。